

〈特別寄稿〉障がい者に対する金融教育

慶應義塾大学商学部教授 中島隆信

金融教育といえば、世の中のお金のしくみを知った上で、お金をどう稼ぐか、お金をどう使うか、そしてお金をどう貯めるかの3点について学ぶことだと思えます。

障がいを持った人たち、とりわけ知的障がい者と呼ばれる人たちにとって特に重要なのが、お金の使い方、すなわち消費活動です。なぜなら、通常そうした人々には障害基礎年金をはじめとする行政からの補助金が支払われ、それが本人の幸福のために使われることが望まれているからです。

一般的に、私たちにとって選択の自由が最も大きいのは消費活動でしょう。消費を通じて私たちは選ぶことの重要性和楽しさを学んでいきます。選ぶことは同時に意思決定でもあります。お金は無限にないので、意思決定とは他の選択肢の排除を意味することだと理解する

のです。

ところが障がい者の方たちは、往々にして消費活動を通じた意思決定プロセスを学ぶ機会が少ないと思われまます。そのおもな理由は、周囲が障がい者に選択の自由を与えてこなかったためです。選択には時間がかかります。知的障がいを持つ人はなおさらです。忙しい親にとつては本人に選ばれるだけの時間的余裕がありません。また、お金を与えて買い物に行かせたら何を買ってくるかわからず親は不安になるでしょう。

障がいを持つ人々には周囲のサポートにより消費の経験を積ませる必要があります。障がい者就労に関わっている人々からは、「障がい者のなかには給与をもらうとすぐに全部使ってしまう人もいる」という話をよくききます。これは働くことを優先するあまり、お金を使う教育が不十分になっている証拠です。

消費活動を通じてお金を稼ぐことの意味を学ぶというのが本来の流れでしょう。その上で、お金を貯め、運用し、将来に備えることの大切さを学ぶ必要があります。

しかし、障がい者に貯蓄の意味を教えるのはとても難しいことのひとつです。それを知っている親は自分の亡き後、障がいを持つ子どもが幸せに暮らしているか心配でたまりません。

そこで必要となるのが成年後見人と財産信託です。前者は障がい者に対する金融のサポート役です。そして後者は親などが障がいを負った子どもに財産を残したい場合に利用するサービスです。現在では六千万円まで贈与税の非課税が認められており、そうした制度の活用方法を知ること、障がい者本人だけでなく親に対する金融教育のひとつといえるでしょう。